

## 少年法改正法案の成立に向けて

平成19年5月15日  
犯罪被害者家族の会ポエナ  
会長 小林邦三郎

現在開催中である第166回国会において、内閣より提出された「少年法等の一部を改正する法律案」がついに4月19日衆議院本会議で可決され、引き続き参議院にて審議中です。2005年の法案提出から2年越しで成立する公算が強くなり、私たちの長年の主張が本当に実現する日が来たことに深い感慨を覚えます。

2003年7月長崎市で起きた「長崎幼児殺害事件」、2004年6月同じく長崎県佐世保市で起きた「小6女兒同級生殺害事件」などをきっかけに、少年の凶悪犯罪の低年齢化に対する処遇と犯罪防止への厳正な対応を望む声が強くなりました。

現行法（2000年11月改正）では、少年院に送致できる年齢の下限は14歳であり、14歳未満の少年が重大な事案を起こした場合、家裁の判断で児童自立支援施設に送るか、保護観察処分となっています。これまでは14歳未満の少年が法に触れる行為をしても刑法の対象外であり、警察は補導して任意の事情聴取しかできず、事実が解明されないまま、被害者が真実を知ることができないまま事件は消えていったのです。

今後は14歳未満の触法少年への警察の「調査権」を明記し、少年や保護者を呼び出して質問したり、証拠の押収や家宅捜索ができるようになり、少年院送致の下限年齢も「14歳以上」から「おおむね12歳以上」に引き下げられました。

私は「犯罪防止」を主張し11年余りに亘り活動してきましたが、その経験から、今日蔓延る社会の矛盾・不条理の改正の困難さを肌身に感じております。2002年7月、少年法の再改正を含む「嘆願書」を法務大臣に提出し、中学1年生になる4月1日から刑事責任を適用し、また同一学年での同一条件の適用となる公平な法を求めてきました。当時法務省も同意し理解を示していただきましたが、2004年、少年審判の改正と少年法の改正を求め再度嘆願書添付の上法務省に提出、さらに昨年5月、少年法の改正に関する「要望書」を犯罪被害者家族の会ポエナとして法務省に提出しています（当会ホームページ[提言・主張]参照）。そして世論の関心が益々高まる社会状況を踏まえ、この度漸く改正されることを嬉しく思うとともに、ご尽力いただきました全ての皆様に深く感謝いたしております。

また5月14日、今国会最大関心事案といえる「国民投票法案」がついに成立し、その投票権が18歳以上に認められたことで、少年法の適用を18歳未満とするよう要望してきた私たちの主張も今後は具体的な問題として社会で論議されていくはずです。さ

らに今国会では「更生保護法案」も衆議院で可決され、現在参議院で審議中であり、これによって少年院送致の低年齢化とともに、その更生保護に対する教育体制の強化、再犯防止への取組体制の強化が伴われなければなりません。

少年犯罪を減らすことなく、社会から犯罪を減らすことなど考えようもありません。今回の少年法改正が、少年犯罪防止と加害少年の更生への取組に向けて、国政が真剣に取組むきっかけにならなければなりません。犯罪被害者家族の会ポエナは、今後も以下の主張を訴え、実現に向かって活動を続けていくつもりです。

1. 少年院送致は原則中学生となる4月1日からの望ましい。しかし残虐性と社会に与える影響が大きいと認められる場合において、「12歳以上」に該当する小学生も慎重に審議の上決定することを検討されるべきである。
2. 刑事責任の年齢を引下げるだけでは意味がなく、教育に取り入れてこそ意義がある。文科省の初等中等教育局に依頼済みであるが、中学入学式において校長より、これ以降刑事責任を負うことを明言するべきである。
3. 少年の犯罪の責任はその親に付するところが甚大であるが、わが国では加害者の親の責任を求めることが無いまま少年法が存在している。親が謝罪と賠償を実行することになれば、子どもの教育に対して当然真剣になる。法は倫理観教育がなされてこそ活きたものとなる。
4. 保護司が学校内に相談日を設けて「いじめ」や犯罪を未然に防ぐ指導を実行する。現状保護司は現職保護司が推薦する形で任命され、再犯の責任も全く求められず、その任命と責任の存在が無いことを憂慮してきたが、今後その役割を見直す上にも、新たな予算を必要とせず大きな効果をあげられるとし、現在法務省に検討を要請している
5. 「いじめ」を無くすには報告しても教員に責任を問わず、報告を怠り隠匿した場合と、改善を怠った場合にその責任を負うことを具申したい。ただし家庭教育に原点があることを認識しなければ解決は困難であり、その上で教師の責任を考えることが必要である。

私は現在、犯罪被害者遺族としてただ一人「保護司」の任命を申請中です。しかし一部の偏見によって、少年犯罪の防止と加害少年の更生、被害者の救済に対する私の志が未だに受入れられないことをきわめて残念に思います。刑罰だけの法に限界があるからこそ、犯罪を犯した子とその親は真に謝罪の心を取戻すことによって、初めて生きる道が見えてくると考えるからです。

以上